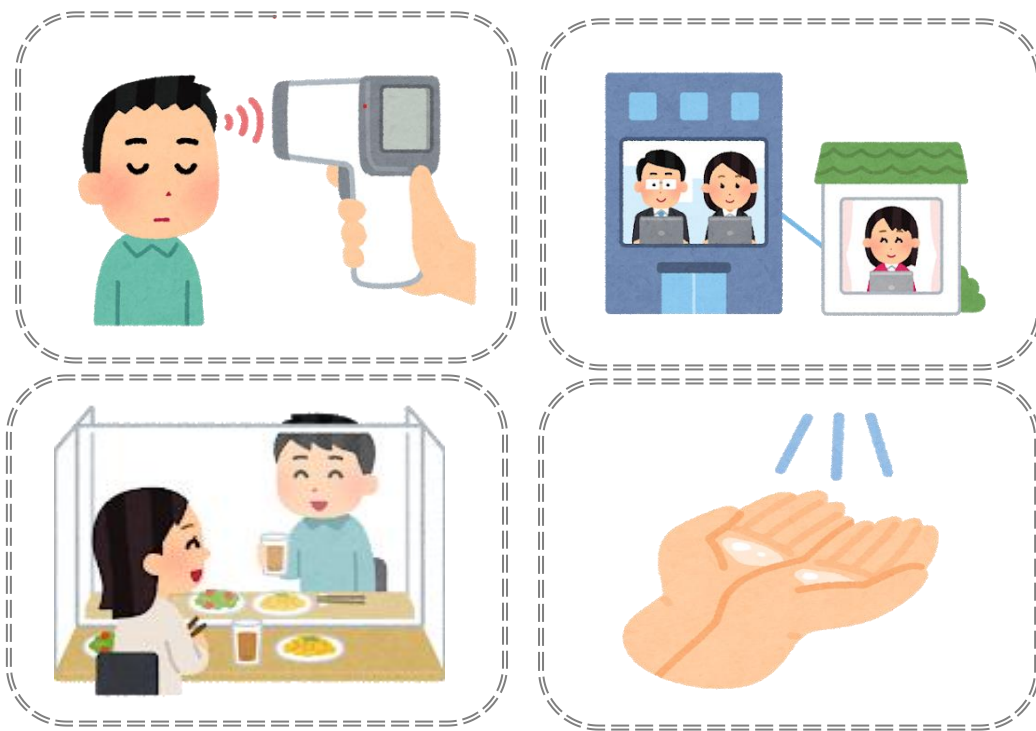


令和5年度蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策

整備費補助金

募集要領



蒲郡市産業振興部産業政策課

令和5年4月

1 事業概要

わが国では、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式を日常生活の中で取り入れるよう推奨しています。蒲郡市においても、市民が安心して日常生活を送るため、また、働き方の新しいスタイルを実践するため、新しい生活様式に即した事業所や店舗等の環境整備を推進するものです。

2 補助対象者

以下の全てを満たす事業者とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、その他法人又は個人事業主。（※1）
- (2) 蒲郡市内に事業所又は店舗等を有すること。
- (3) 市税の納税義務者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者でないこと。
- (6) 政治又は宗教を目的とするものでないこと。（※2）
- (7) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

（※1）その他法人とは

特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人等の各種法人が対象となります。

個人事業主とは

株式会社等の法人を設立せずに自ら営業を行っている人であり、収入金額のうち事業収入が主な収入である方を対象とします。

（※2）宗教法人は対象外となります。

3 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症対策のための設備を、市内の事業所又は店舗等に設置する事業とします。

4 補助対象期間

交付決定日から令和6年3月29日（金）まで

※交付決定日前に購入又は工事着工したものは、補助対象外となります。

5 補助対象経費

3密対策、保健衛生対策、働き方の新しいスタイル実践に係る経費等、市内の新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式を行うために必要なもの。

別表の対象経費、対象外経費をご参照ください。

[対象とならない経費]

- ・消費税及び地方消費税
- ・振込手数料

- ・消耗品
- ・レンタル料、リース取引によるリース料
- ・サービス、ソフトウェア等の登録料及び使用料
- ・割賦支払によるもの
- ・市外での利用が主な目的となるもの
- ・新しい生活様式以外の利用が主な目的となるもの
- ・広告宣伝費、広告宣伝に類するもの
- ・各種保証料及び保険料
- ・販売や有償レンタルを目的とし購入する設備
- ・国、県又はその他の機関の補助を受けるもの

6 補助金額

補助金の額	補助対象経費の2分の1以内（百円未満切捨）
補助上限額	上限額20万円

7 交付申請手続

(1) 申請受付期間

①令和5年5月1日（月）から5月31日（水）まで

②令和5年11月1日（水）から11月30日（木）まで

※受付は土日休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

※申請された補助金の額が予算額を超えるときは、期間内であっても申請の受付を終了します。

(2) 提出先

蒲郡市産業振興部産業政策課

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 補助金交付申請書（第1号様式）

イ 補助事業計画書書（第2号様式）

ウ 補助事業予算書（第3号様式）

エ 予算書の根拠となる設備と金額の分かる資料（見積書（写）等）

オ 設備工事を伴うときは設備設置箇所の詳細が分かる資料（工事図面、写真等）

カ 導入前又は工事着工前の写真

キ 個人事業主は、事業を実施していることが分かる資料（直近の確定申告書等）

ク 申請者本人の身分を証明する書類（個人の場合は、運転免許証等、法人の場合は、登記簿謄本等）

カ 事業所及び店舗の所在地が確認できる書類（直近の確定申告書（写）等）

(5) その他

- ア 補助金交付申請書、計画書、予算書は蒲郡市ホームページからダウンロードできます。申請にあたっては、交付要綱・募集要領を必ずご確認ください。
- イ 申請書提出後に、必要に応じ、追加説明資料の提出の依頼や事業内容に関するヒアリングを行う場合があります。
- ウ 提出は、紙媒体で各1部です。
- エ 提出書類は返却しません。
- オ 申請は1事業者、1回限りです。

8 交付審査結果の通知

(1) 要件審査

交付申請手続で提出いただいた書類に基づき審査を行います。

(2) 結果の通知

応募者全員に対して、補助金の交付（一部交付）又は不交付の決定を通知します。

要件審査結果の内容についての問合せには応じかねますのでご了承ください。

9 実績報告の提出

(1) 提出期間

①令和5年5月に交付申請書を提出した者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は令和5年9月29日（金）のいずれか早い期日まで

②令和5年11月に交付申請書を提出した者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は令和6年3月29日（金）のいずれか早い期日まで

(2) 提出先

蒲郡市産業振興部産業政策課

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

- ア 補助事業実施報告書（第10号様式）
- イ 補助事業決算書（第11号様式）
- ウ 各経費の支払金額及び支払が完了していることが分かる資料
（領収書、通帳、口座振込依頼書、クレジットカード明細書（写）等）
- エ 導入後又は工事完了後の写真
- オ 補助金交付請求書（第13号様式）

(5) その他

交付決定を受けた事業の一部又はすべてについて、中止又は金額の変更等がある場合は、変更承認申請書（第6号様式）又は中止承認申請書（第8号様式）の提出が必要となることがあります。実績報告の提出前にご相談ください。

10 補助金額の確定

(1) 要件審査

実績報告で提出いただいた書類に基づき審査を行います。

(2) 通知

確定した補助金額を通知します。

要件審査結果の内容についての問合せには応じかねますのでご了承ください。

(3) その他

実績報告をご提出いただいた事業所は、新しい様式に対応した安心安全な施設として、市ホームページに事業所名等を掲載させていただくことがありますので、ご了承ください。

11 注意事項

(1) 補助金の経理

補助金に係る経理については、収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(2) 補助事業終了後の調査

補助事業終了後においても、事業成果に関する調査に応じていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 交付決定の取り消し・補助金の返還

本事業の要綱に違反したとき、補助事業の申請・報告等で不正な行為があったとき、補助金の運用を不相当と認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることがあります。

◇お申込み・お問い合わせ先◇

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市役所 産業政策課 商工係

電話：0533-66-1118（直通）

FAX：0533-66-1188

メール：shoko@city.gamagori.lg.jp

補助金申請の流れ

手続きの流れ・提出書類

申請者

蒲 郡 市

市内に事業所又は店舗等を有する事業者が、新しい生活様式のために新たに導入する設備に対する補助金です。
交付決定前に購入した設備に関しては、補助対象外となります。

交付申請

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 計画書（第2号様式）
- ・ 予算書（第3号様式）
- ・ 予算書の根拠となる資料（見積書(写)等）
- ・ 工事を伴う場合は工事図面
- ・ 導入前又は工事着工前の写真
- ・ 【個人事業主のみ】
事業を実施していることが分かる資料（直近の確定申告書(写)等）
- ・ 申請者本人の身分を証明する書類（個人：運転免許証等）
（法人：登記簿謄本等）
- ・ 事業所及び店舗の所在地が確認できる書類（直近の確定申告書(写)等）

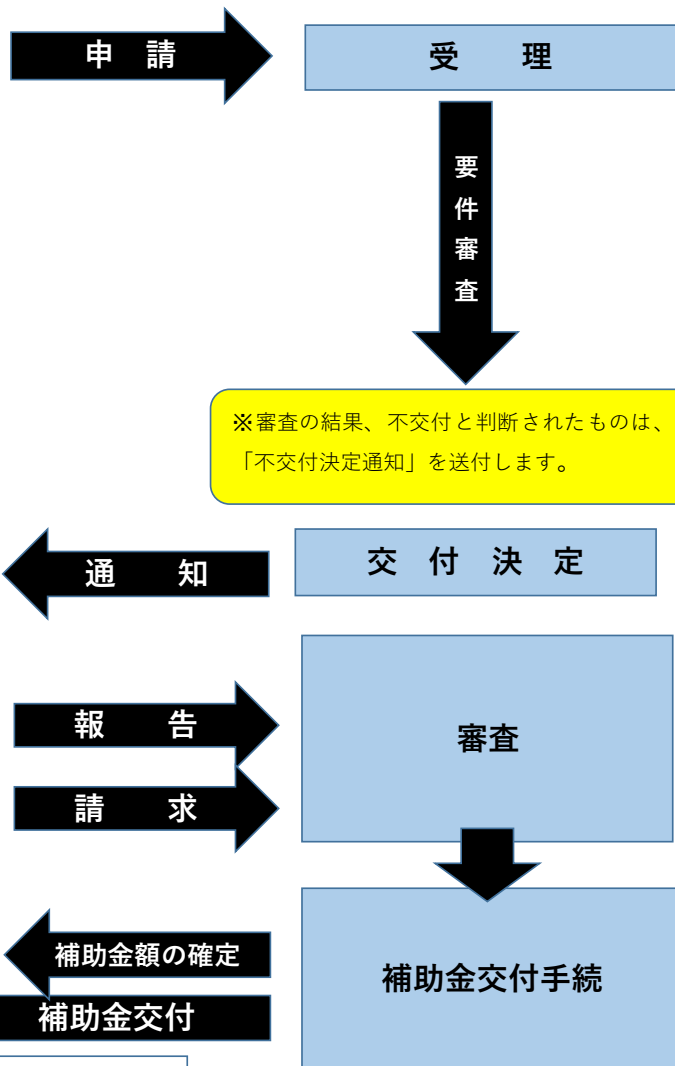
※ 申請期間

- ・ 令和5年5月1日～5月31日
- ・ 令和5年11月1日～11月31日

事業の実施

- ・ 実績報告
（5月申請分は令和5年9月末まで、
11月申請分は令和6年3月末まで）
- ・ 交付請求書を同時に提出

補助金



※補助金に係る経理上の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間は保存してください。

対象経費の例			
3密対策例	飛沫対策	保健衛生対策例	消毒
	アクリル板・つい立		自動手指消毒器
	飛沫防止シート・ビニールカーテン		消毒用ポンプスタンド
	換気の改善		消毒液散布機器
	換気扇		消毒マット
	空気清浄機・加湿器・CO2センサー		非接触化・非共有化
	窓・網戸の設置		非接触型の検温器
	サーキュレーター・扇風機		サーモグラフィー
	<換気機能付き>エアコンの設置		自動機能付きトイレ
	ソーシャルディスタンス		センサー式自動水栓
	ステッカー・ポール	ペーパータオルホルダー・ケース	
	誘導案内の看板	自動ドア	
	その他	テレワーク	
	整理券発券機器	貸出用PC・タブレット	
	予約システム機器	テザリング用機器、ポケットWi-Fi本体	
	セルフレジ機器	分散勤務・非共有化	
	注文用タッチパネル用機器	スペース拡大・非共有化に伴う増設	
	客席の個室化	(机・PC・電話等本体)	
	飲食スペース整備(カウンター・屋外等)	オンライン会議	
	テイクアウト・ドライブスルー整備	オンライン会議対応のPC・タブレット	
デリバリー用の保冷・保温器			
対象外経費の例			
消耗品			
消毒液・マスク・ビニール手袋・抗菌スプレー・ペーパータオル・ウエットティッシュ			
食品容器・割り箸・おしぼり等			
市外での利用や新しい生活様式以外の利用が主な目的となるもの			
キッチンカー・移動販売車・配達専用でない車両等			
広告宣伝を目的とするもの			
3密対策・保健衛生対策以外の目的の看板・ステッカー・チラシ			
サービス、ソフトウェア等の登録料・使用料			
オンライン会議に必要なライセンス料・予約システムやセルフレジ等のランニングコスト等			
割賦支払によるもの			
タブレットやテザリング用機器、ポケットWi-Fiなどを分割購入した場合			